

倉庫用建物等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（措法48、68の36、旧措法48、68の36）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

割増償却の種類	1	48条・措令1項()号・2項()号 68条・措令1項()号・2項()号 平()旧48・措令()号() 旧68・措令()号()	48条・措令1項()号・2項()号 68条・措令1項()号・2項()号 平()旧48・措令()号() 旧68・措令()号()	48条・措令1項()号・2項()号 68条・措令1項()号・2項()号 平()旧48・措令()号() 旧68・措令()号()
事業の種類	2			
証明等の年月日及び番号	3	平 第 号	平 第 号	平 第 号
倉庫用建物等の種類等	4			
倉庫用建物等の名称	5			
設置した工場、事業所等の名称	6			
同上の所在地	7			
取得等年月日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	9	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取得価額	10	円	円	円
普通償却限度額	11			
割増償却率	12	$\frac{10、12、16又は18}{100}$	$\frac{10、12、16又は18}{100}$	$\frac{10、12、16又は18}{100}$
割増償却限度額 (11) × (12)	13	円	円	円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
倉庫用建物の床面積	15	m ²	m ²	m ²
倉庫用建物等の容積	16	m ³	m ³	m ³
設備又は施設の設置状況	17			
その他参考となる事項	18			

特別償却の付表（三十二）

平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（三十二）の記載の仕方

- 1 この付表（三十二）は、次の(1)から(4)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、倉庫用建物等の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 租税特別措置法第48条又は第68条の36《倉庫用建物等の割増償却》
 - (2) 平成16年改正前の租税特別措置法第48条又は第68条の36《倉庫用建物等の割増償却》
 - (3) 平成14年改正前の租税特別措置法第48条第1項《倉庫用建物等の割増償却》
 - (4) 平成12年改正前の租税特別措置法第48条第1項《倉庫用建物等の割増償却》なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「割増償却の種類1」は、1の(1)から(4)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平（ ）」内に該当年数を記載してください。なお、「措令1項（ ）号・2項（ ）号」内には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の6第1項各号及び第2項各号又は第39条の65第1項若しくは第2項に係る第29条の6第1項各号若しくは第2項各号の該当号を記載してください。また、「措令（ ）号（ ）」には、平成16年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成16年旧措置法令」といいます。）第29条の6第2項第1号若しくは第2号又は第39条の65第2項第1号若しくは第2号の該当号等を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、倉庫用建物等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「証明等の年月日及び番号3」には、倉庫用建物等について、国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含みます。）の証明の年月日及び番号を記載します。

なお、証明に係る書類は、その倉庫用建物等につきこの割増償却の適用を受ける最初の事業年度（又は連結事業年度）の確定申告書（又は連結確定申告書）に添付してください。
- 5 「倉庫用建物等の種類等4」には、耐用年数省令別表に基づき、倉庫用建物等の種類、構造、細目等を記載します。
- 6 「倉庫用建物等の名称5」には、倉庫用建物等に該当する資産の名称を記載します。
- 7 「割増償却率12」の分子には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 1の(1)の規定の適用を受ける場合…「10」
 - (2) 1の(2)の規定の適用を受ける場合…「12」
 - (3) 1の(3)の規定の適用を受ける場合…「16」
 - (4) 1の(4)の規定の適用を受ける場合…「18」
- 8 「償却・準備金方式の区分14」は、その倉庫用建物等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「倉庫用建物の床面積15」には、措置法令第29条の6第2項第1号若しくは第2号又は平成16年旧措置法令第29条の6第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ（又は第39条の65第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ）又は平成13年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成13年旧措置法令」といいます。）第29条の5第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロに規定する倉庫用建物の床面積を記載します。
 - (2) 「倉庫用建物等の容積16」には、措置法令第29条の6第2項第3号若しくは第4号又は平成16年旧措置法令第29条の6第2項第1号ハ若しくはニ又は第2号ハ（又は第39条の65第2項第1号ハ若しくはニ又は第2号ハ）又は平成13年旧措置法令第29条の5第2項第1号ハ若しくはニ又は第2号ハの倉庫用建物等の容積を記載します。
 - (3) 「設備又は施設の設置状況17」には、措置法令第29条の6第2項各号又は平成16年旧措置法令第29条の6第2項各号（又は第39条の65第2項各号）又は平成13年旧措置法令第29条の5第2項各号に定める設備、施設等の設置状況を記載します。
 - (4) 「その他参考となる事項18」には、倉庫用建物等が耐火建築物又は準耐火建築物のいずれに該当するかを記載するほか、その資産が倉庫用建物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。